新宮市告示第９６－２号

令和８年度新宮市暮らし応援商品券交付事業実施要綱

令和８年度新宮市暮らし応援商品券交付事業実施要綱を次のように定める。

令和８年９月２５日

新宮市長　上田　勝之

令和８年度新宮市暮らし応援商品券交付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援を目的として、全市民を対象に１人当たり５千円分の「新宮市暮らし応援商品券」を交付すること（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　商品券　前条の目的を達成するために、新宮市（以下「市」という。）によって交付される期限付きの「新宮市暮らし応援商品券」をいう。

（２）　交付対象者　令和８年８月１日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により、市において記録されている者その他市長において特に必要と認める者をいう。

（３）　特定取引　商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

（４）　取扱店舗　特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

（商品券の交付）

第３条　市長は、交付対象者に対し、第４項、第５項又は第６項に定める方法で商品券を交付する。

２　商品券の交付額は、交付対象者１人につき 5,000 円とする。

３　商品券１枚当たりの額面は500円とし、次の各号のとおり商品券を１組として交付する。

（１）　地元店舗限定券　５枚

（２）　全店舗共通券　５枚

４　商品券は、世帯主に対して配布する商品券引換えはがき（以下「引換えはがき」という。）により、世帯員の人数分を市長が指定する場所での引換えにより交付するものとする。

５　前項の引換期間に引換しない者については、確認後、郵送にて交付するものとする。

６　前２項の規定にかかわらず、市長が本事業を円滑に実施する上で、必要があると判断した場合は、商品券を交付対象者に対し直接交付するものとする。

（商品券の使用範囲等の準用）

第４条　商品券の使用範囲、換金手続及び取扱店舗の責務については、新宮市プレミアム付商品券発行事業実施要綱（令和３年新宮市告示第 68 号。以下「プレミアム付商品券要綱」という。）の規定を準用する。この場合において、プレミアム付商品券要綱第４条第２項中「令和８年１月 31 日」とあるのは「令和９年２月 28 日」と、第６条第１項中「新宮市プレミアム付商品券換金請求書（様式第４号）」とあるのは「新宮市暮らし応援商品券交付事業換金請求書」と、同条第４項中「令和８年２月 27 日」とあるのは「令和９年３月 19 日」と読み替えるものとする。

２　本事業の商品券の取扱店舗は、プレミアム付商品券要綱第５条の規定において登録された店舗及び本事業開始後において募集を行い登録された店舗とする。

（本事業に関する周知等）

第５条　市長は、本事業の実施に当たり、交付対象者の要件、交付方法等の本事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

（その他）

第６条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年９月２５日から施行する。